

2 毒物又は劇物の貯蔵設備（届け出が不要な方も適用されます）

貯蔵設備については、特に次の点に注意してください。なお、タンク等の基準については、別添通知P 3 4を参照してください。

- (1) 毒物又は劇物を貯蔵等する場所は、その他の物を貯蔵等する場所と明確に区分された毒物又は劇物専用のもとし、かぎのかかる設備等の堅固な施設であること。

倉庫に普通物の農薬等といっしょに保管する場合は、倉庫内に毒物又は劇物の専用の貯蔵保管設備が必要です。全体として倉庫に鍵をかけることによる貯蔵保管は認められません。

- (2) 貯蔵タンクのまわりには防液堤を設置する等構造・設備等の基準を遵守すること。
- (3) 毒物又は劇物を貯蔵等する場所は、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか、又は一般の人が容易に近づけない施設であること。
- (4) 毒物又は劇物を貯蔵等する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については、「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。